

東 吾 妻 町 除 染 実 施 計 画
< 第 3 版 >

令和 8 年 5 月

群馬県 東吾妻町

東 吾 妻 町 除 染 実 施 計 画

＜ 第 3 版 ＞

目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等を実施する対象及び実施者	4
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用 上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	4
5. 除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	5
6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	6
7. その他の事項	7

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

群馬県吾妻郡東吾妻町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。

また、当町では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染等の措置等に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指します。

2. 除染実施計画の対象となる区域

町が主体となって実施した町内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、表 1 の区域を除染等の措置等が必要な区域として本計画の対象区域とします。

（表 1）

区域	空間線量率の 範囲（ μ Sv/h）	平均空間線量率 （ μ Sv/h）	除染実施計画 の対象となる 区域
東吾妻町大字郷原他 古谷集落周辺	0.178～0.317	0.254	○

なお、上記の区域については、一つの集落（字単位ではなく居住区単位の集合）の区域となり、詳細は次頁の計画対象区域図面のとおりとなります。

東吾妻町



計画対象区域

東吾妻町大字郷原他
古谷集落周辺



1:12000

3. 除染等の措置等を実施する対象及び実施者

除染等の措置等は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域及び町内において、以下の除染対象ごとに、表2のとおり町が実施主体となり、民間事業者への委託なども検討しながら除染等の措置等を行います。

(表2)

除染対象	実施者
通学路（側溝含む）	東吾妻町
住宅	東吾妻町
道路	東吾妻町
農地	東吾妻町

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は表3のとおり）。

(表3)

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
通学路（側溝含む）	○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○（路面）歩道洗浄、除草 ○（側溝）泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄 ○（法面）除草
住宅	○ 壁面等の清掃、拭取り ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 枝葉の剪定 ○ 落葉の除去、除草
道路	○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○（路面）歩道洗浄、除草 ○（側溝）泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄 ○（法面）除草

農地（以下に掲げるものを除く。）	○ 深耕プラウ等による鋤込み ○ 土面の踏圧、碎土、均平化 ○ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布 ○ 畦畔・農道の除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）	○ 樹皮の洗浄 ○ 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去 ○ 除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。ただし、こうした区域においても局所的に空間線量の高いホットスポットについては適切なメニューを選択しての除染を実施することとします。

5. 除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当町では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をすることとし、平成 25 年 3 月末までを第 1 期として、表 4 に示すスケジュールで除染に取り組みました。

平成 25 年度から平成 26 年度を第 2 期として、仮置場の設置を行いました。

(表 4)

対象	第 1 期	第 2 期	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通学路（側溝含む）			
住宅			
道路			
農地			
仮置場			

6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生した除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分については、特措法に基づく各基準及び国が示した「除染関係ガイドライン」、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」等に沿って、除染対象敷地（施設）内において保管した後、適切な場所において処分することとします。

（１）住宅、農地 その計画対象区域内に仮置きしました。

（２）通学路（側溝含む）、道路 町が地域の理解と協力のもと、その計画対象区域内に仮置きしました。

また、特措法では、除染実施計画において「除染等の措置等の実施者及び除染等の措置等を実施する区域」が定められ（第 36 条）、除染実施者が除染実施計画に従って除染等の措置等を実施しなければならない（第 38 条）とされており、例えば、当町による除染等の措置により発生した除去土壌等については、当町が処分することになります。

なお、その際には、各基準やガイドライン等に基づいて、管理内容（保管方法、場所、量など）を記録するとともに、敷地境界における空間線量率の測定（モニタリング）を実施・記録します。

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、その都度、公表していきます。
- (3) 除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。

また、本計画を推進するため、町の組織を強化するとともに、測定器貸与の継続や各種研修会の開催などの線量測定支援、専門家やボランティア派遣などによる作業支援の仕組みを構築し、地域一体となった推進体制を整備します。

以 上